

# 京都府再生可能エネルギーの導入等促進プランの 進捗及び今後について

京都府 府民環境部 脱炭素社会推進課  
令和4年9月8日

**I 再エネを取り巻く最近の状況について**

**II 京都府再生可能エネルギーの導入等促進  
プランについて**

**III 再エネプランの進捗状況について**

**IV 数値目標の見直し及び今後の施策等について**

# **I 再エネを取り巻く最近の状況について**

II 京都府再生可能エネルギーの導入等促進  
プランについて

III 再エネプランの進捗状況について

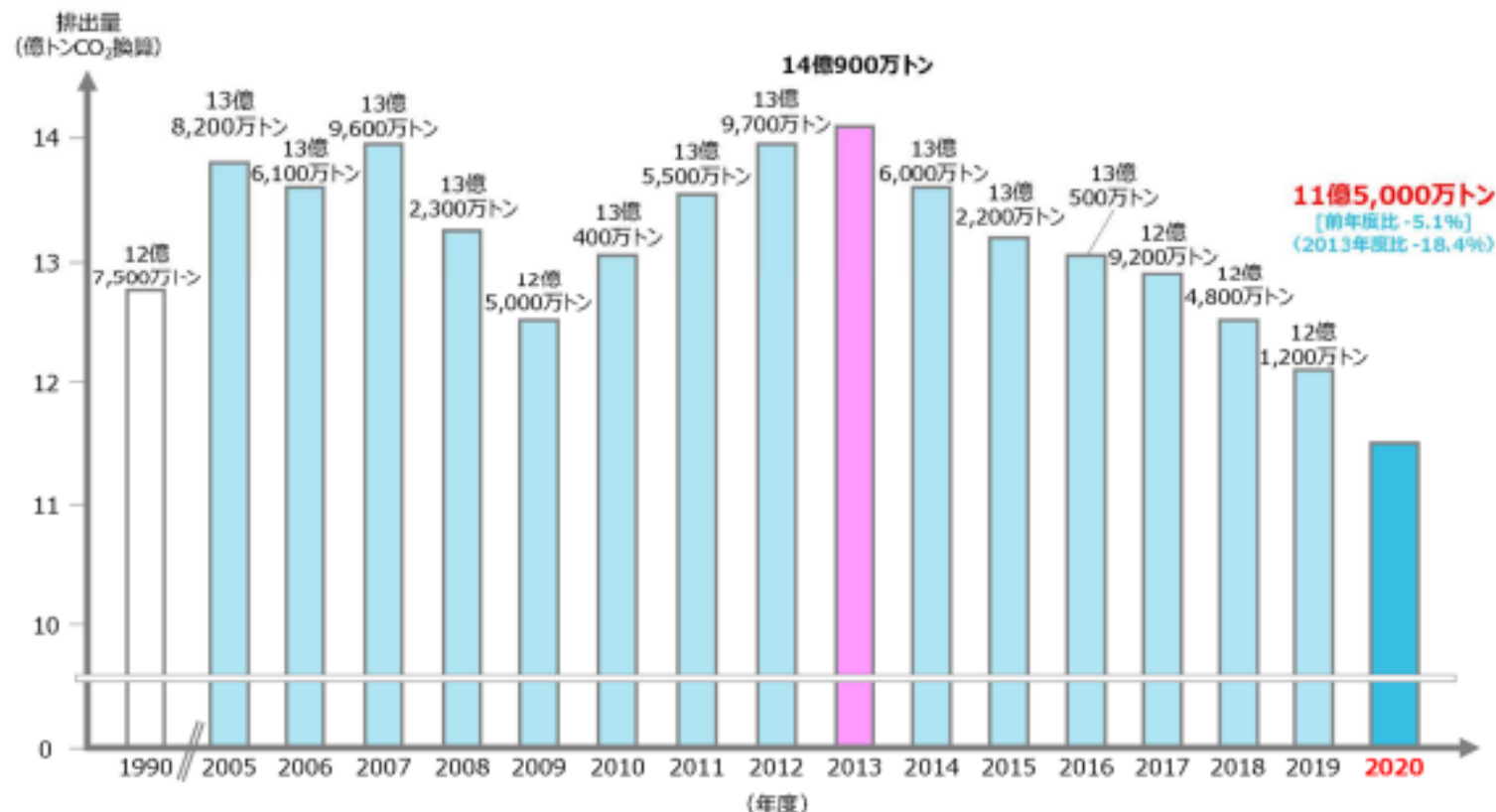
IV 数値目標の見直し及び今後の施策等について

# 日本における2020年度温室効果ガス排出量



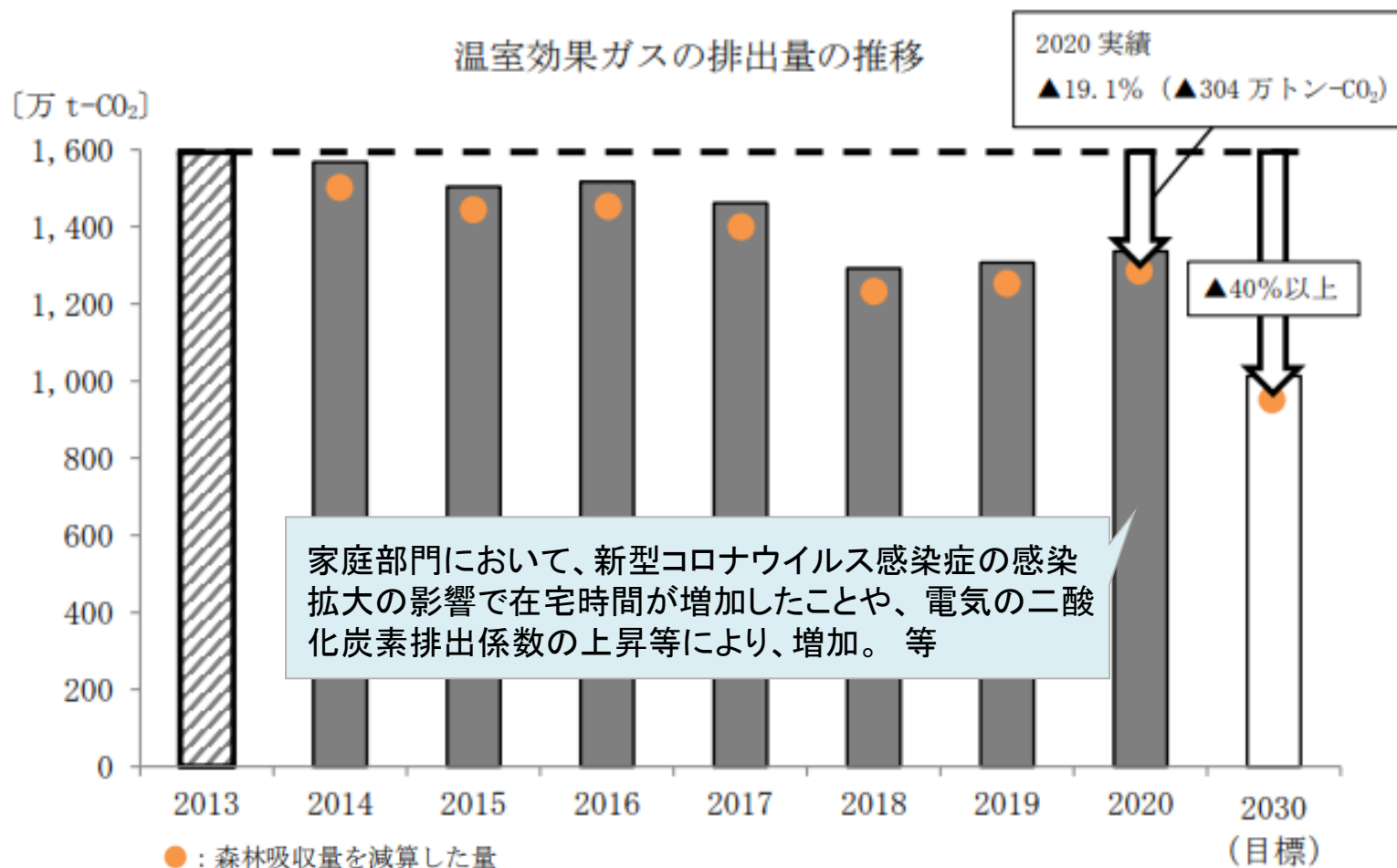
## 温室効果ガス総排出量

- 2020年度の総排出量は11億5,000万トン (CO<sub>2</sub>換算)
- 前年度比：▲5.1%、2013年度比：▲18.4%
- 2014年度以降7年連続で減少。排出量を算定している1990年度以降最少。3年連続で最少を更新。



# 京都府の2020年度温室効果ガス排出量について

- 2020年度の温室効果ガス排出量は1,290万トン（CO<sub>2</sub>換算。以下同じ。）
- 前年度比では2.8%（35万トン）の増加。
- 基準年度である2013年度総排出量比で19.1%（304万トン）減少。



# 【参考】京都府の2020年度温室効果ガス排出量 部門別排出量

(単位：万t-CO<sub>2</sub>)

| 部門              |              | 年度 | 2013  | 2014  | 2015  | 2016  | 2017  | 2018  | 2019  | 2020  | 2030<br>(目標) | 13年度比<br>前年度比     |
|-----------------|--------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|-------------------|
| エネルギー<br>起源     | 産業           |    | 401   | 411   | 385   | 367   | 351   | 286   | 296   | 290   | 271          | ▲ 27.8%<br>▲ 2.3% |
|                 | 運輸           |    | 297   | 274   | 287   | 286   | 285   | 280   | 284   | 258   | 217          | ▲ 13.1%<br>▲ 9.2% |
|                 | 家庭           |    | 381   | 370   | 341   | 371   | 344   | 267   | 265   | 320   | 221          | ▲ 15.7%<br>21.1%  |
|                 | 業務           |    | 326   | 318   | 294   | 284   | 263   | 249   | 249   | 250   | 149          | ▲ 23.2%<br>0.4%   |
|                 | Iエネルギー<br>転換 |    | 51    | 50    | 49    | 51    | 54    | 44    | 43    | 44    | -※           | ▲ 14.2%<br>1.4%   |
|                 | 小計           |    | 1,455 | 1,423 | 1,356 | 1,360 | 1,297 | 1,126 | 1,137 | 1,162 | -            | ▲ 20.1%<br>2.2%   |
| 非エネルギー<br>起源    | 廃棄物等         |    | 30    | 29    | 29    | 30    | 30    | 29    | 30    | 30    | -※           | ▲ 0.5%<br>0.1%    |
|                 | 代替フロン等       |    | 109   | 115   | 118   | 127   | 135   | 137   | 141   | 145   | -※           | 32.5%<br>2.7%     |
|                 | 小計           |    | 139   | 145   | 148   | 157   | 165   | 166   | 170   | 174   | -            | 25.4%<br>2.3%     |
| 森林吸収量           |              |    | -     | ▲65   | ▲61   | ▲63   | ▲66   | ▲58   | ▲53   | ▲47   | ▲58          |                   |
| 温室効果ガス合計        |              |    | 1,593 | 1,503 | 1,443 | 1,454 | 1,396 | 1,234 | 1,255 | 1,290 | 955          | ▲ 19.1%<br>2.8%   |
| (参考)<br>電気の排出係数 |              |    | 0.522 | 0.519 | 0.49  | 0.494 | 0.446 | 0.351 | 0.342 | 0.366 |              |                   |

※ エネルギー転換、廃棄物等、代替フロン等を合計して 155 万トン。

※ 電気の排出係数：全ての電気事業者による府域への電力供給量から算定したもの。（国内認証排出削減量等を反映）

注：四捨五入の関係で、各欄の値の合計と合計欄の値が一致しない場合がある。

# <国> 地球温暖化対策計画（令和3（2021）年10月22日閣議決定） ～2030年温室効果ガス削減目標～

## ■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標\*等の実現に向け、計画を改定。

※我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

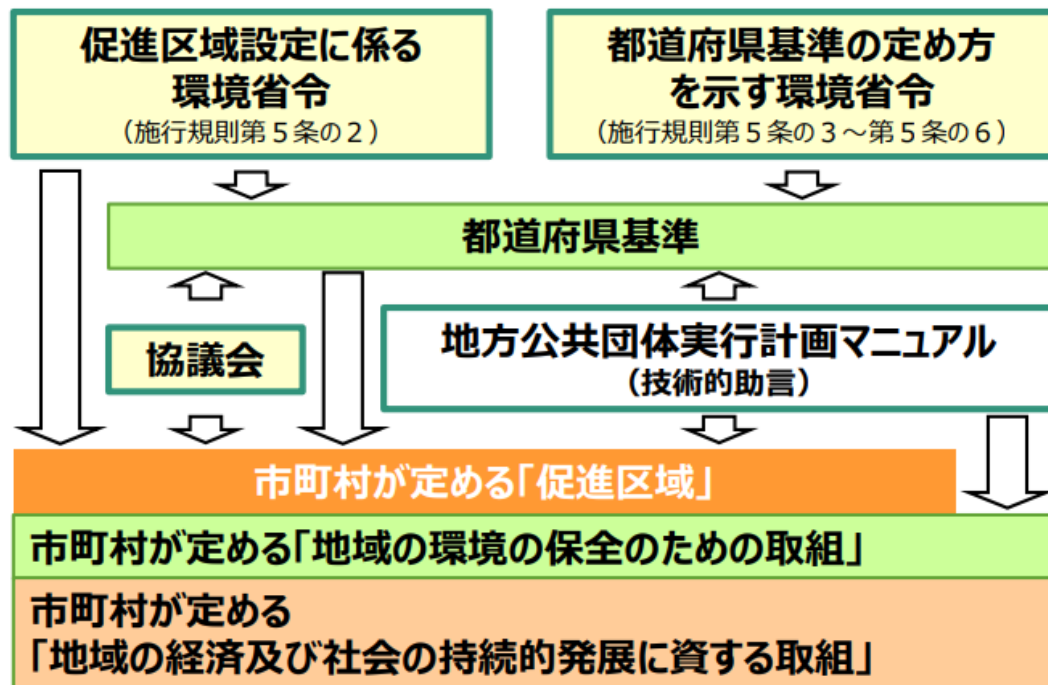
| 温室効果ガス排出量・吸収量<br>(単位：億t-CO <sub>2</sub> )     |         | 2013排出実績   | 2030排出量 | 削減率  | 従来目標                       |
|---|---------|--|---------|------|----------------------------|
|   |         | 14.08  | 7.60    | ▲46% | ▲26%                       |
| エネルギー起源CO <sub>2</sub>                        |         | 12.35  | 6.77    | ▲45% | ▲25%                       |
| 部門別   | 産業      | 4.63   | 2.90    | ▲38% | ▲7%                        |
|   | 業務その他   |  |         | ▲51% | ▲40%                       |
|   | 家庭      |  |         | ▲66% | ▲39%                       |
|   | 運輸      |  |         | ▲35% | ▲27%                       |
|   | エネルギー転換 |  |         | ▲47% | ▲27%                       |
| 非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O |         |  |         | ▲14% | ▲8%                        |
| HFC等4ガス（フロン類）                                 |         | 0.39   | 0.22    | ▲44% | ▲25%                       |
| 吸収源   |         | -  | ▲0.48   | -    | (▲0.37億t-CO <sub>2</sub> ) |
| 二国間クレジット制度（JCM）                               |         | 官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。 |         |      | -                          |

地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策  
 <再エネ>  
 改正温対法に基づき自治体が促進区域を設定  
 → 地域に裨益する再エネ拡大（太陽光等）

# 参考：促進区域について

- 本年4月施行の改正温対法では、脱炭素社会の実現に向け、市町村が再エネ事業の「促進区域」を設定可能とする制度を措置。
- 促進区域は、国が定める基準のほか、都道府県が基準を定めている場合には、当該基準に従い、市町村が設定。
- 促進区域内で行われる「地域脱炭素化促進事業（再エネ設備等の設置事業）」は、市町村の計画認定を受けることが可能であり、認定を受けた事業は、環境影響評価法に基づく環境アセスメント（以下「法アセス」）の配慮書の手続省略等の特例措置の対象※となる。

※法アセスの配慮書手続の省略は、都道府県基準が設定されている場合に限る。



(出典：環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第1版）引用)



# <国> 第6次エネルギー基本計画 (令和3 (2021)年10月22日閣議決定) ～エネルギー基本計画の概要～

## ● 基本方針

エネルギー政策の要諦は、安全性を前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合を図るS+3E (S (Safety) + 3E (Energy Security、Economic Efficiency、Environment) ) の実現のため、最大限の取組を行うこと。

|  |                 | (2019年度 ⇒ 旧ミックス)        | 2030年度ミックス<br>(野心的な見通し)   |
|--|-----------------|-------------------------|---|
| <b>省エネ</b>   |                 | (1,655万kl ⇒ 5,030万kl)   | <b>6,200万kl</b>   |
| <b>最終エネルギー消費 (省エネ前)</b>  |                 | (35,000万kl ⇒ 37,700万kl) | 35,000万kl   |
| <b>電源構成</b><br><br>発電電力量:<br>10,650億kWh<br>⇒<br>約9,340<br>億kWh程度 | <b>再エネ</b>      | (18% ⇒ 22~24%)          | <b>36~38%*</b><br>※現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高みを目指す。 |
|  | <b>水素・アンモニア</b> | (0% ⇒ 0%)               | 1% (再エネの内訳)   |
|  | <b>原子力</b>      | (6% ⇒ 20~22%)           | <b>20~22%</b><br>太陽光 14~16%   |
|  | <b>LNG</b>      | (37% ⇒ 27%)             | <b>20%</b><br>風力 5%   |
|  | <b>石炭</b>       | (32% ⇒ 26%)             | <b>19%</b><br>地熱 1%   |
|  | <b>石油等</b>      | (7% ⇒ 3%)               | <b>2%</b><br>水力 11%   |
|  |                 |                         |   |
| <b>( + 非エネルギー起源ガス・吸収源 )</b>                                      |                 |                         |   |
| <b>温室効果ガス削減割合</b>  |                 | (14% ⇒ 26%)             | <b>46%</b><br>更に50%の高みを目指す  |

I 再エネを取り巻く最近の状況について

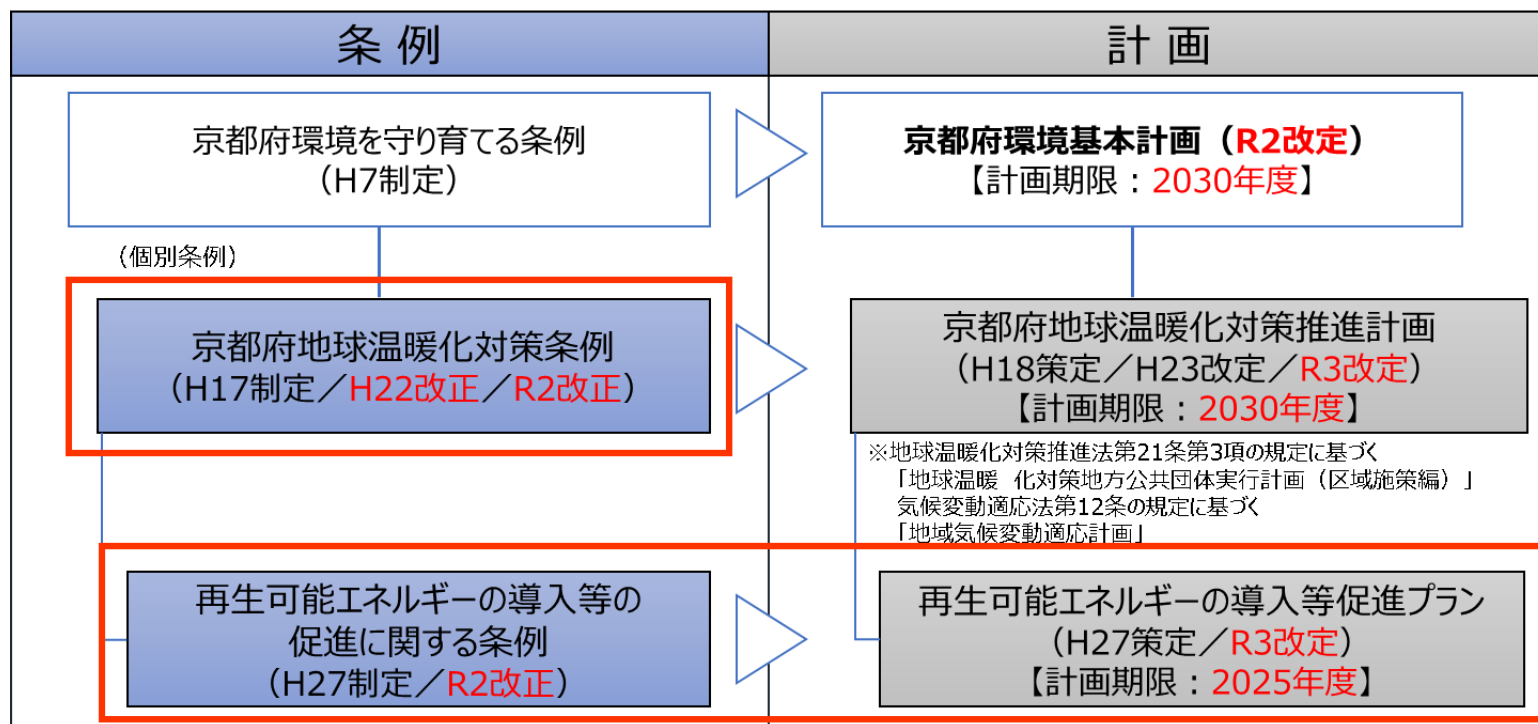
## **II 京都府再生可能エネルギーの導入等促進 プランについて**

III 再エネプランの進捗状況について

IV 数値目標の見直し及び今後の施策等について

# 京都府の温暖化対策・エネルギー施策の体系

- 平成22年度に「京都府地球温暖化対策条例」を改正し、全国唯一となる建築物へ再エネ設備の導入・設置を義務付ける制度を制定
- 平成27年度に、再エネ導入義務を「再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」に移管し、再エネ導入目標や導入に向けた具体策を定めた「再生可能エネルギーの導入等促進プラン」策定
- 令和2年度に、目標年度・目標数値等に関する条例等を見直し、省エネの取組の加速化、再エネの導入・利用促進の徹底等を図るため改正〈条例〉R2.12改正 〈計画・プラン〉R3.3改定



# 京都府再生可能エネルギーの導入等促進プランについて

## ● 位置づけ

- 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（平成27年京都府条例第42号）第5条の規定に基づき、再エネの導入等の促進に関する施策の目標や施策を実施するために必要な事項を定める実施計画。
- 府政運営の指針である「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」の環境分野の個別計画である環境基本計画において、再生可能エネルギー分野の個別計画として位置付けられたもの。

## ● 京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第2期）

- 令和2年7月～令和3年1月までに第1～5回のプラン委員会を開催。途中パブリックコメントも実施し、最終的には京都府議会にて報告、**令和3年3月に策定**。
- 計画期間：2021～2025年度（令和3～7年度）5年間  
（第1期 平成27～令和2年度、5年間）

# 再エネに関する府の課題認識

## 新規導入

### 1. 建築物への一層の再エネ導入促進

- 導入ポテンシャルの高い重点分野である建築物に如何に導入促進を図るか？

### 2. 再エネの導入促進（建築物以外）

- 残された適地が減少する中、府内の再エネ投資を促す施策が必要ではないか？

促進

## 需要創出

### 3. 再エネの需要創出

- 府内企業・府民の再エネ需要は依然高いと言えず再エネ投資を促す需要創出が必要ではないか？

## 既存電源

### 4. 既存電源の有効活用

- 2030年に向け太陽光の老朽化が進行する中、既存電源の有効活用に資する取組（保守点検等）を如何に進めるか？

## 基盤整備

下支え

### 5. 再エネ大量導入を支える技術実装

- 再エネの大量導入を下支えする電力需給調整機能の強化（VPP、水素等）に府として取り組む必要があるのではないか？

## 地域社会の発展

### 6. 再エネの地域との共生・環境調和

- 再エネを巡る景観・防災面等の問題が顕在化する中、地域に受け入れられ、ともに生きる再エネ開発を促進する必要があるのではないか？

### 7. 再エネによる防災・減災力の強化

- 頻発する災害に対して必ずしも有効に再エネが活用されておらず、府民の安心・安全に資する再エネの活用を促進する必要があるのではないか。

## 【参考】再エネプラン（第2期）検討時に挙げた意見について（抜粋）

- 全国知事会も「2030年度までに40%以上」を目標としているところ、気候危機の観点からは25%は物足りない。他方、現状の技術・コストを前提にすると25%でも野心的という見方もできる。
- 再エネ導入率「25%」はアグレッシブな目標であり賛同するが、実現性は相当困難であろう。
- 導入ポテンシャルの高い風力発電に着目することは適切な判断。課題も多いが、是非機運を高めていただきたい。特に、リードタイムを勘案すると、2030年度の目標達成に向けては すぐに何らか施策を打つべきであろう。
- 風力発電はポテンシャルは高いが、地域住民の反対等も想定され、地域へのメリット・収益還元やESG投資の呼び込みについて、基礎自治体とも連携した検討が必要ではないか。
- 今後は、FIT制度に頼らない第三者所有モデルの普及が期待されるどころ、こうした新しい導入形態のPRも行政の重要な役割。
- 企業によって電力使用量や再エネ率が異なるので、業種ごとの目標設定など、現状に応じた目標の細分化が必要である。
- 目標について、今年の上半期の日本全体の再エネ率は20%に達していて、現時点でのアセスやFITの認定状況を踏まえると2030年には28～30になる見込みであり、そこを基準として京都府の目標を設定すべきではないか。

# 京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第2期）（2021.3改訂）

## ＜基本的な考え方＞

- 2050年の脱炭素で持続可能な社会の実現を見据え、社会情勢の変化に対応しつつ、2030年度までに再エネの導入・利用が標準となり、環境・経済・社会が好循環するための価値観・仕組みの浸透を目指す
- その実現に向け、本プランの計画期間である2025年度までに、京都ならではの「豊かな自然環境と共生し多彩な文化を生み出す力」や「京都のまちづくりを支える力」を活かしたエネルギー政策を展開

## ＜施策の基本方針＞

| 再エネの導入加速  | 再エネの需要創出  | 地域共生型の再エネ事業の普及促進   | 2030年以降を見据えたイノベーション・担い手育成   |
|---|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 建築物への省エネ施策と一体的な太陽光発電・太陽熱設備の導入促進</li><li>➤ 周辺環境に配慮したウィンドファームの導入に向けた施策の実施 etc</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 企業・府民の再エネ調達を促すための意識醸成</li><li>➤ 再エネ電気の調達を望む中小企業・府民が再エネ電気を調達しやすい仕組みの創出 etc</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 地域共生・環境調和を重んじ、地域活性化にも資する再エネ設備の導入促進</li><li>➤ 再エネ設備の設置者による災害時の再エネの地域利用に資する取組の促進 etc</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 産学官連携による再エネ関連技術の実装及び府内企業の事業機会の創出</li><li>➤ 次代を担う子どもたちへの環境教育や再エネ事業の担い手育成 etc</li></ul> |



## 府再エネプラン 目標

2025年度、2030年度の数値目標を設定するが、目標年度の数値達成に資する取組（短期に成果が得られる事業）だけでなく、「2050年ゼロカーボン実現」に向けた下地を作る中長期的視点の施策も推進（目標年度はあくまで通過地点）

### ➤ 「再エネ導入」の視点（供給目標）

#### 「府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合」

2025年度 15%  
(24億kWh/年)

2030年度 25%  
(37億kWh/年)

### ➤ 「再エネ利用」の視点（需要目標）

#### 「府内の総電力需要量に占める再エネ電力量の割合」

2025年度 25%

2030年度 35%



# 府再エネプラン「供給側」目標について

供給側目標（府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合）は「2030年度までに25%」という野心的な目標を掲げ、引き続き需給一体型の太陽光発電（主に屋根置き）に力点を置きつつ、導入ポテンシャルの高い風力発電についても導入促進施策を推進

（単位：億kWh/年）

|               | 2019<br>(実績) | 2030<br>(想定) | 増加量   | 増加量<br>(出力) | 考え方  |
|---------------|--------------|--------------|-------|-------------|--|
| 太陽光           | 6.7          | 17.4         | +10.7 | +800MW      | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建築物を中心に導入促進を図る</li> <li>・戸建て（既築）：7%→15%【+3.7億】※現状の2倍程度</li> <li>・戸建て（新築）：15%→50%【+4.7億】※国のZEH目標を引用</li> <li>・事業用建築物（集合住宅含む屋根置き）：700棟/年@10kW（条例規定）【+1.0億kWh】</li> <li>・野立て：FIT認定40kW以上未稼働案件半数稼働【+1.3億kWh】</li> </ul> |
| 水力            | 7.6          | 7.6          | -     | -           | ※ 2030年までの中～大規模水力の新規開発は想定し難いが、マイクロ水力（概ね100kW以下）等の導入促進に重点を置き施策を実施   |
| バイオマス         | 1.5          | 2.3          | +0.8  | +12MW       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020.4竣工済木質バイオマス発電所【+0.5億】</li> <li>・消化ガス発電：現状の約1MWから倍増【+0.08億】</li> <li>・ごみ発電：2022、2025年2基竣工予定【+0.1億】</li> <li>・未利用材年間3万トン相当分（現状の2～3倍の搬出量）のバイオマス発電【+0.16億】</li> </ul>   |
| 風力            | 0            | 10.0         | +10.0 | +380MW      | ・ウィンドファーム：2～3か所程度（@100～200MW規模）  |
| ①合計           | 15.8         | 37.3         | +22.2 | +1,192MW    |  |
| ②電力需要         | 169          | 152          | -17   | -           | ・府が目指す「2013年度比排出量△40%減」（改正温暖化対策条例（案）の目標）に向け、2018年度比に置き換えると約25%減を達成する必要があるが、電化率向上の影響も勘案し、△10%で試算  |
| ①/②<br>(目標指標) | 9.4%         | 25%          | -     | -           |  |

I 再エネを取り巻く最近の状況について

II 京都府再生可能エネルギーの導入等促進  
プランについて

### **III 再エネプランの進捗状況について**

IV 数値目標の見直し及び今後の施策等について

# 府再エネプラン 目標達成に向けた施策

## 1 再生可能エネルギーの導入加速

|     |   |
|-----|---|
| 1-1 | 太陽光発電設備や太陽熱利用システムについて、新築時に省エネ施策と併せた導入を促すとともに、既築建築物においても、初期投資ゼロモデルなどの多様化する導入形態を踏まえた支援策や、増築・改修時等の太陽光発電設備の導入を促進する施策を実施する |
| 1-2 | 事業用太陽光発電設備(野立て)について、耕作放棄地の活用など、地域振興(農業振興等)にも貢献する事業を推進する   |
| 1-3 | 生活環境・自然環境・景観保全に配慮したウィンドファームの導入を推進する   |
| 1-4 | 地域資源を活用した地域協働型の再エネ導入を促進する   |

## 2 再生可能エネルギーの需要創出

|     |                                       |
|-----|---------------------------------------|
| 2-1 | 企業・府民の再エネの調達を促すための意識醸成を図る             |
| 2-2 | 再エネ電気の調達を望む中小企業・府民が再エネ電気を調達しやすい仕組みを創る |
| 2-3 | 京都府自ら率先して再エネの利用に取り組む                  |

## 3 地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進

|     |   |
|-----|---|
| 3-1 | 地域共生・環境調和を重んじ、地域活性化にも資する再エネ設備の導入を促す。  |
| 3-2 | 再エネ設備の設置者による災害時の再エネの地域利用に資する取組を促す   |
| 3-3 | 既存の再エネ設備を長期安定的に活用する取組を支援し、「ものを大切にす文化」が根付く京都から再エネを長く大切にす行動様式を「新たな文化」として全国に発信する |

## 4 2030年以降を見据えたイノベーション・担い手育成

|     |   |
|-----|---|
| 4-1 | 府内の大学・研究機関・ベンチャー企業等と連携し、脱炭素社会を支える再エネ関連技術の実装と、それによる府内企業の事業機会の創出を図る |
| 4-2 | 産学公民連携により、次代を担う子どもたちへの環境教育や地域における再エネ事業を支える人材の育成等を推進する             |

# 府再エネプランの目標数値に対する進捗

- 再生可能エネルギーの導入等促進プランの前計画（第1期）で掲げた目標数値（2020年度）については、FIT制度の買取価格の低減や適地の減少等の影響により、目標未達の見込み
- **再エネ利用率**：26.0 %（+6.3 %）  
→ 府内電力供給の8割を占める関西電力の再エネ供給比率が増加（+約6%）
- **再エネ導入率**：11.7%（+0.7%）  
→ 京都府内に新たに建設された木質バイオマス発電所運転開始による増（+0.5億kWh）  
→ 最新の統計調査結果による府内総電力需要量の減（△6億kWh）

|  | 実績（前年度比） |                    | 第1期目標 | 第2期目標 |       |
|--|----------|--------------------|-------|-------|-------|
|  | 2019年    | 2020年              | 2020年 | 2025年 | 2030年 |
| <b>再エネ利用率</b><br>府内の総電力需要量に占める再エネ電力量の割合      | 19.7 %   | 26.0 %<br>(+6.3 %) | —     | 25 %  | 35 %  |
| <b>再エネ導入率</b><br>府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合 | 11.0 %   | 11.7 %<br>(0.7 %)  | 12 %  | 15 %  | 25 %  |

※ 分母となる2020年度府内総電力需要の暫定値は2022年12月頃、確定値は2023年12月頃に公表される見込みであり、現時点では2019年度の速報値(2021.12公表)で横置き

I 再エネを取り巻く最近の状況について

II 京都府再生可能エネルギーの導入等促進  
プランについて

III 再エネプランの進捗状況について

**IV 数値目標の見直し及び今後の施策等について**

# 論点について

## ● 論点1 「目標数値の見直し」について

- 府温対計画については国の計画で示された分野毎の削減根拠を元に温室効果ガスの排出削減量目標値の見直しを予定。
- 再エネプランの上位計画の目標数値の見直しに伴い、再エネプランについても、2030年の目標値について見直しを図ることとしたい。



## ● 論点2： 目標達成に向けた今後の施策について

- 新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響が大きい現在、再エネプラン（第2期）策定時とはエネルギー情勢が異なる。
- 達成目標に向けた今後の施策について、不足している視点、更に対応が必要な部分等施策展開に係るご意見を頂戴したい。

## 論点1 「目標数値の見直し」について

- 府温対計画策定後、国の新たな動向（国温対計画の策定、第6次エネルギー基本計画の策定等）や社会の変化を踏まえ、府温対計画については国の計画で示された分野毎の削減根拠を元に温室効果ガスの排出削減量目標値の見直しを予定。
- なお、再エネプランは5カ年の実行計画であるが、府温暖化対策計画との整合を図るため、2025年に加え2030年の目標を設定している。再エネプランの上位計画の目標数値の見直しに伴い、再エネプランについても、2030年度の目標値について見直しを図ることとしたい。

### ※ 2025年度の目標値の取扱いについて

統計上、現時点での最新（2020年）の数値となっており、近年の社会情勢を鑑みると2021-2022年度の数値も変動することが考えられるため、2025年目標については2025年度のプラン見直しの際に検討することとし、数値は現行のままとしつつ、新たに見直す2030年目標達成に向けて取り組むこととしたい。

| 内容                        | 京都府<br>2021年3月策定 | 国<br>2021年10月策定     |
|---------------------------|------------------|---------------------|
| 2030年 温室効果ガス削減目標(2013年度比) | 温暖化対策計画<br>40%以上 | 温暖化対策計画<br>46%      |
| 2030年 再エネ利用率              | 再エネプラン<br>35%    | 第6次エネ基本計画<br>36~38% |
| 2030年 再エネ導入率              | 再エネプラン<br>25%    | —                   |

## 論点1 「目標数値の見直し」について ～再エネ利用率～

- 2030年度の再エネ利用目標値（電力構成比）については、国のエネルギー基本計画（方針）とも大きな乖離は無い（+1～3%）と考えるが、**2050年カーボンニュートラル達成のため、現在の35%から36～38%とし、さらなる高みを目指してはどうか。**
- ✓ 国の目標は様々な課題の克服を野心的に想定した場合であり、国の施策の実現により、現行の府目標値への影響（引上げ作用）が見込まれる。
- ✓ また、企業がRE100やSBTの取組に向けて動き出す中、トラッキング付き非化石証書へのニーズの高まりなど、新たなアプローチも考え得る。

| 内容                        | 京都府<br>2021年3月策定 | 国<br>2021年10月策定     | 府 見直し（案）                 |
|---------------------------|------------------|---------------------|--------------------------|
| 2030年 温室効果ガス削減目標（2013年度比） | 温暖化対策計画<br>40%以上 | 温暖化対策計画<br>46%      | 温暖化対策計画<br>46%（？）※知事コメント |
| 2030年 再エネ利用率              | 再エネプラン<br>35%    | 第6次エネ基本計画<br>36～38% | 再エネプラン<br>36～38%（？）      |



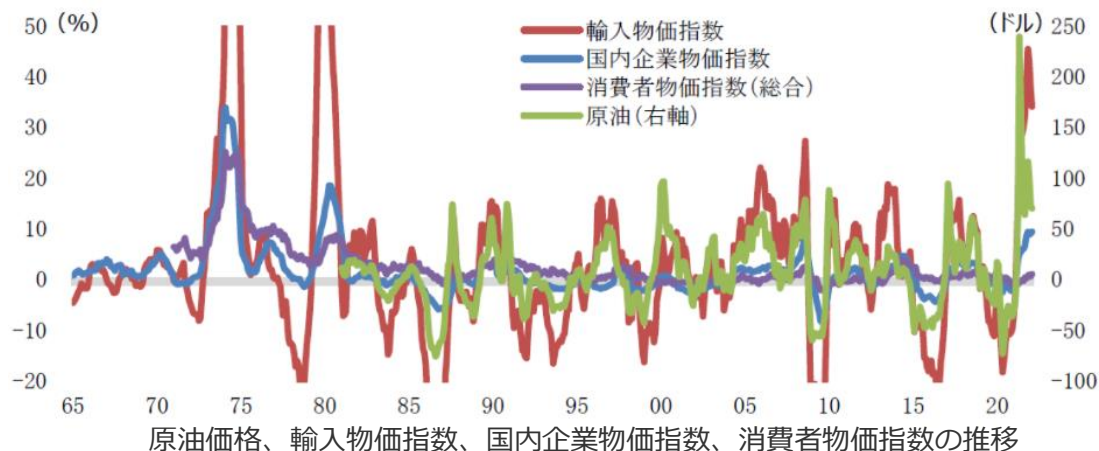
## 論点1 「目標数値の見直し」について ～再エネ導入率～

- また、再エネ導入率の25%については、京都府のポテンシャルをふまえて設定しており、現状のポテンシャルをふまえると目標値の引き上げは難しいことから、**目標値は25%以上とし、25%の達成を確実にしていくこと**でどうか。

| 内容                        | 京都府<br>2021年3月策定 | 国<br>2021年10月策定     | 府 見直し(案)                      |
|---------------------------|------------------|---------------------|-------------------------------|
| 2030年 温室効果ガス削減目標(2013年度比) | 温暖化対策計画<br>40%以上 | 温暖化対策計画<br>46%      | 温暖化対策計画<br>46%※( ? ) ※知事コメント  |
| 2030年 再エネ利用率              | 再エネプラン<br>35%    | 第6次エネ基本計画<br>36～38% | 再エネプラン<br><b>36～38%</b> ( ? ) |
| 2030年 再エネ導入率              | 再エネプラン<br>25%    | —                   | 再エネプラン<br>25% <b>以上</b> ( ? ) |

# エネルギー情勢の現状

- 新型コロナウイルス感染症がエネルギー需給に与えた影響
  - 世界的な行動制限や渡航制限に伴ってガソリンや航空燃料等の急激な需要減が生じ、産油国間の協調減産の決裂等から、2020年4月には原油先物価格が史上初めてマイナス価格を記録。
- 世界的なエネルギー価格の高騰とロシアのウクライナ侵略
  - 2022年2月にロシアがウクライナに侵略し、世界のエネルギー情勢は混迷を深め、エネルギー価格の上昇は一過性のものにとどまらない可能性がある。
- 世界的なエネルギー価格の高騰が日本に与える影響
  - 原油価格等の上昇を受け、日本の企業物価は第二次石油危機の1980年12月（10.4%）以来の歴史的な上昇率を記録するとともに、輸入物価（円ベース）も同34.0%増と、リーマンショック直前の2008年8月以来の高い水準を記録。



引用元：  
資源エネルギー庁「令和3年度エネルギーに関する年次報告」（エネルギー白書2022）、資源エネルギー庁HP記事「エネルギー価格の高騰が物価に与えている影響とは？」「エネルギー白書2022」から③

## 日本のエネルギー政策 ～2030年に向けた政策対応のポイント（抜粋）～

- FIT・FIP制度をはじめ、現行制度の運用も含めたあらゆる政策を総動員し、再エネ最大の導入を実現していく。
- ✓ 改正温対法に基づく再エネ促進区域の設定（ポジティブゾーニング）による太陽光・陸上風力の導入拡大、再エネ海域利用法に基づく洋上風力の案件形成加速。
- ✓ FIT・FIP制度における入札制度の活用や中長期的な価格目標の設定、発電事業者が市場で自ら売電し市場連動のプレミアムを受け取るFIP制度により再エネの市場への統合に。
- ✓ 建物の壁面、強度の弱い屋根にも設置可能な次世代太陽電池の研究開発・社会実装を加速、浮体式の要素技術開発を加速、超臨界地熱資源の活用に向けた大深度掘削技術の開発。

# 論点2 目標達成に向けた今後の施策について

再掲

## 1 再生可能エネルギーの導入加速

|     |   |
|-----|---|
| 1-1 | 太陽光発電設備や太陽熱利用システムについて、新築時に省エネ施策と併せた導入を促すとともに、既築建築物においても、初期投資ゼロモデルなどの多様化する導入形態を踏まえた支援策や、増築・改修時等の太陽光発電設備の導入を促進する施策を実施する |
| 1-2 | 事業用太陽光発電設備(野立て)について、耕作放棄地の活用など、地域振興(農業振興等)にも貢献する事業を推進する   |
| 1-3 | 生活環境・自然環境・景観保全に配慮したウィンドファームの導入を推進する   |
| 1-4 | 地域資源を活用した地域協働型の再エネ導入を促進する   |

## 2 再生可能エネルギーの需要創出

|     |                                       |
|-----|---------------------------------------|
| 2-1 | 企業・府民の再エネの調達を促すための意識醸成を図る             |
| 2-2 | 再エネ電気の調達を望む中小企業・府民が再エネ電気を調達しやすい仕組みを創る |
| 2-3 | 京都府自ら率先して再エネの利用に取り組む                  |

## 3 地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進

|     |   |
|-----|---|
| 3-1 | 地域共生・環境調和を重んじ、地域活性化にも資する再エネ設備の導入を促す。  |
| 3-2 | 再エネ設備の設置者による災害時の再エネの地域利用に資する取組を促す   |
| 3-3 | 既存の再エネ設備を長期安定的に活用する取組を支援し、「ものを大切にす文化」が根付く京都から再エネを長く大切にす行動様式を「新たな文化」として全国に発信する |

## 4 2030年以降を見据えたイノベーション・担い手育成

|     |   |
|-----|---|
| 4-1 | 府内の大学・研究機関・ベンチャー企業等と連携し、脱炭素社会を支える再エネ関連技術の実装と、それによる府内企業の事業機会の創出を図る |
| 4-2 | 産学公民連携により、次代を担う子どもたちへの環境教育や地域における再エネ事業を支える人材の育成等を推進する             |

## 論点2 目標達成に向けた今後の施策について

- 再エネ導入率や再エネ利用率向上のため、現行の「再エネプラン目標達成に向けた施策一覧」について、実施しているところだが、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響が大きい現在、再エネプラン（第2期）策定時とはエネルギー情勢が異なる。
- 引き続き「再エネプラン目標達成に向けた施策一覧」記載の施策等を実施していくとともに、現状も踏まえた上での施策も必要と考えるところ。
- 達成目標に向けた今後の施策について、以下の内容を踏まえた施策実施が必要と考えることから、施策展開に係るご意見等を頂戴したい。
  - ・ 不足している視点
  - ・ 現行施策に加えて、更に対応が必要な部分
  - ・ 府民の生活スタイルの変化
  - ・ 各業界の再エネ導入のトレンド・抱える課題・アプローチ



# 【参考】環境省の事業（R5予算要求）

## 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金



【令和5年度要求額 40,000百万円（うち要望額 20,000百万円）（20,000百万円）】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

### 1. 事業目的

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目標すること、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けることを2021年4月に表明した。本事業は、「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とする。

### 2. 事業内容

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援します。

#### 1. 脱炭素先行地域づくり事業への支援

脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を支援します。

#### 2. 重点対策加速化事業への支援

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体（都道府県・指定都市・中核市・施行時特別市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）に対して、屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援します。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率：脱炭素先行地域づくり事業 原則2/3※、重点対策加速化事業 2/3～1/3等）
- 交付対象 地方公共団体等 ※財政力指数が全国平均（0.51）以下の地方公共団体は一部3/4
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

### 4. 事業イメージ



#### <参考：交付スキーム>





# 【参考】環境省の事業（R5予算要求）

## 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 事業内容

| 事業区分 | 脱炭素先行地域づくり事業  | 重点対策加速化事業  |
|------|---|--|
| 交付要件 | ○脱炭素先行地域に選定されていること<br>(一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)   | ○再エネ発電設備を一定以上導入すること<br>(都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)  |
| 対象事業 | <p><b>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</b></p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型)<br/>地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入<br/>・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等<br/>・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備<br/>地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入<br/>・自営線、熱導管<br/>・蓄電池、充放電設備<br/>・再エネ由来水系関連設備<br/>・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備<br/>地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入<br/>・ZEB・ZEH、断熱改修<br/>・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等)<br/>・その他省CO2設備 (高機能・高効率換気・空調、コージェネ等)</p> <p><b>(2) 効果促進事業</b><br/>(1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p> | <p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電<br/>(例：公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地<br/>(例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導<br/>(例：新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上<br/>(例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ※<br/>(例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業)<br/>※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る<br/>〔①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。〕</p> |
| 交付率  | 原則 2 / 3 ※① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財政力指数が全国平均 (0.51) 以下の地方公共団体は3/4、②③の一部は定額  | 2 / 3 ~ 1 / 3、定額   |
| 事業期間 | おおむね5年程度  |  |
| 備考   | ○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置つけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能)<br>○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む  |  |

